

令和3年 第1回 福岡市選挙管理委員会

1月12日（火） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

市長と市選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく
協議の報告等について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和3年1月20日（水） 午前10時10分
- ・令和3年2月5日（金） 午前10時30分
- ・令和3年2月22日（月） 午前10時30分

報告事項

市長と市選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議の報告等について

福岡市選挙管理委員会規程第14条第1項第5号の規定により、地方自治法第180条の3の規定に基づく協議を市長と行ったことについて、福岡市選挙管理委員会規程第14条第2項の規定に基づき下記のとおり報告するもの。

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

記

1 協議書及び新旧対照表 別紙のとおり

※ 市長以外の執行機関等（教育委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、議会）とも同様の協議を行った。

（関係法令）

○地方自治法

第180の3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

○福岡市選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担当事務は法令で定めるもの及び委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 自治法第180条の3の規定による協議

(6)～(8) (略)

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

市長様

市選挙管理委員会委員長	津田 隆士
東区選挙管理委員会委員長	渡辺 裕江
博多区選挙管理委員会委員長	石田 正明
中央区選挙管理委員会委員長	妹尾 俊見
南区選挙管理委員会委員長	光安 力
城南区選挙管理委員会委員長	大石 司
早良区選挙管理委員会委員長	中邨 勝
西区選挙管理委員会委員長	川口 晴義

選挙事務の従事に関する協議について

地方自治法第180条の3の規定に基づき、選挙事務の従事に関する協議（平成29年8月18日付け選第111号、平成29年9月6日付け総組織第19号）を下記のとおり変更することについて、協議します。

記

- 1 選挙管理委員会が管理執行する選挙のために必要とするときは、市長事務部局、消防局、水道局及び交通局の職員及び会計年度任用職員（以下「職員等」という。）は当該選挙の期日前投票事務、投票事務、開票事務その他選挙に関連する事務に従事するものとする。
- 2 前項の事務に従事する職員等の数、確保の方法、期間等必要な事項は、総務企画局長、消防局長、水道事業管理者及び交通事業管理者と協議のうえ市選挙管理委員会事務局長が定めるものとする。

選挙事務の従事に関する協議について 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1 選挙管理委員会が管理執行する選挙のために必要とするときは、市長事務部局、消防局、水道局及び交通局の職員_____（以下「職員__」という。）は当該選挙の期日前投票事務、投票事務、開票事務その他選挙に関連する事務に従事するものとする。</p> <p>2 前項の事務に従事する職員__の数、確保の方法、期間等必要な事項は、総務企画局長、消防局長、水道事業管理者及び交通事業管理者と協議のうえ市選挙管理委員会事務局長が定めるものとする。</p>	<p>1 選挙管理委員会が管理執行する選挙のために必要とするときは、市長事務部局、消防局、水道局及び交通局の職員及び会計年度任用職員（以下「職員等」という。）は当該選挙の期日前投票事務、投票事務、開票事務その他選挙に関連する事務に従事するものとする。</p> <p>2 前項の事務に従事する職員等の数、確保の方法、期間等必要な事項は、総務企画局長、消防局長、水道事業管理者及び交通事業管理者と協議のうえ市選挙管理委員会事務局長が定めるものとする。</p>